

暫定の難視対策事業費補助事業  
実施要領

平成29年4月

一般社団法人日本CATV技術協会

(通則)

第1条 暫定的難視対策事業費補助事業（以下、「受信対策事業」という。）の実施方法については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱(平成17年11月25日総基移第380号)及び暫定的難視聴対策事業の運用について(総務省受信対策事業公募要領参考資料)並びに一般社団法人日本CATV技術協会（以下、「当協会」という。）が定める暫定的難視対策事業費補助事業実施要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この実施要領は、当協会が国から補助金の交付を受けて実施する、原子力災害対策特別措置法に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という。）に平成28年4月1日以降に帰還する世帯（平成28年3月31日時点で既に帰還済みであって、本補助事業の適用を受けていない世帯を含む。）で地上デジタルテレビ放送が視聴できない世帯に対して、高性能等アンテナ対策、ケーブルテレビ等移行の対策、共聴施設の設置など地上デジタル放送難視聴対策（以下、「恒久対策」という。）が実施されるまでの間、暫定的にテレビジョン放送の視聴を可能とするための受信施設整備を行うため、暫定的難視対策事業費補助事業実施要領に基づき、この対策を実施する法人（以下、「実施法人」という。）が行う業務について定めたものであり、当該支援の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対策の対象)

第3条 受信対策事業の対象は、規制区域内にある総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会が公表した地上デジタル放送難視地区対策計画に掲載されている地域並びに福島県地上デジタル放送連絡会が策定した難視地区対策計画に記載された場所（以下、「対象区域」という。）に平成28年4月1日以降（平成28年3月31日時点で既に帰還済みであって、本補助事業の適用を受けていない世帯を含む。）に帰還する次の世帯とする。

- (1) 一戸建てに居住する世帯及び集合住宅に居住する世帯
- (2) 共聴施設内の居住世帯

2 受信対策事業は、対象者が日常的に居住している家屋を対象とする。

(対象外施設等)

第4条 次の各号に定めるものは、受信対策事業の対象としない。

- (1) 別荘、リゾートマンション等、住民登録がない非居住世帯
- (2) 非世帯の事業所及び事業場

- (3) 公共施設(病院、学校、公民館(コミュニティセンター)、福祉施設、その他公共関係施設であって住民登録がないもの。

(事業内容)

第5条 実施法人は、次により対策を実施する。

- (1) 暫定的に地上デジタル放送の視聴を可能とする対策の実施

携帯電話・移動体端末向け1セグメント部分受信サービスを利用できる受信設備(以下、「ワンセグ受信設備」という。)を1式貸与し、当該設備の設置及びテレビ接続のための工事を無償で行う。(既設UHFアンテナを使用し、ワンセグ受信のためのアンテナ改修工事を伴わないものに限る。)

- (2) 暫定的に衛星放送を視聴することを可能とする対策の実施

電界強度が低いため、ワンセグ受信設備によっても地上デジタルテレビ放送の視聴が困難な場合又は地上デジタル放送を受信するためのアンテナが無い場合(破損等により使用できない場合を含む)は、無償により衛星放送を受信するための受信設備であるBSデジタルチューナーを1台貸与し、これに伴う工事を行う。なお、衛星放送受信用のアンテナが必要な場合は無償でこれを給付し取付け工事を行う。

- 2 自ら衛星放送を受信できる機器を整備している世帯に対しては、当該設備のうち使用できる機器(アンテナ又はBSデジタルチューナー若しくは両方)の支援は行わない。
- 3 支援は、貸与及び初期工事について1世帯につき1回限りとする。
- 4 貸与したワンセグ受信設備及びBSデジタルチューナー等に貸与期間内に不具合等があった場合は、原則として利用者が対処する。
- 5 施工不備や過失により、支援のために設置した衛星放送受信用アンテナが倒壊した場合は、アンテナの設置工事から1年間は実施法人の責務として無償による現状復帰を行う。

(対策に使用する機器及びその管理)

第6条 受信設備整備の支援のために対象世帯に貸与するワンセグ受信設備、BSデジタルチューナーは、当協会が調達し実施法人に供与するものを使用すること。

- 2 実施法人は、利用者が前項のワンセグ受信設備及びBSデジタルチューナー並びに受信設備整備支援で得たその他の設備を、他の者に譲渡、貸付、転売、又は断りなく廃棄しないよう措置しなければならない。
- 3 実施法人は、利用者に貸与するワンセグ受信設備及びBSデジタルチューナーの管理等について、ワンセグ受信設備・BSデジタルチューナー貸与・管理規則を定めて適切に管理しなければならない。

(貸与設備の回収等)

第7条 実施法人は、恒久対策が完了した場合、その他の理由で暫定的難視対策が不要となったときは利用者から貸与した設備及び B-CAS カードを回収し、他の暫定対策に再利用する。

(ワンセグ受信設備及びBSデジタルチューナー貸与の取り消し)

第8条 実施法人は、ワンセグ受信設備又はBSデジタルチューナーを貸与した利用者が、他の者に譲渡、貸付、転売、又は断りなく廃棄したことを確認した場合、利用者は、当協会が定める期限までに当該機器及び B-CAS カードを返還させなければならない。

2 前項において、ワンセグ受信設備、BSデジタルチューナー、B-CAS カードを返還することができない場合には、別表に定める残存価額を納付させなければならない。

(個人情報の管理)

第9条 当協会は、当該事業を進めるに当たり、個人情報保護に関するガイドライン等、個人情報管理体制に関する規定を整備する。

2 実施団体は、情報の漏えいを防止するため、十分な情報管理機能を備えた環境を整備するとともに、当協会の情報管理に係る規定類を遵守し、セキュリティ体制の徹底を行う。当協会は、当該事業を進めるに当たり、個人情報保護に関するガイドライン等、個人情報管理体制に関する規定を整備する。

(協会の指示等)

第10条 当協会は、実施法人に対し、業務の遂行にあたり必要な指示を行い、対策の実績及び進捗等、当協会が必要を認める事項について実施法人に報告を求めることがある。

(周知広報)

第11条 実施法人は、本制度を対象者に知ってもらうため、次の各号により周知広報を行う。

- (1) 総務省東北総合通信局及び福島県地上デジタル放送連絡会並びに総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター(デジサポ福島)と連携し、関係自治体等に対し暫定的難視聴対策事業に関する説明を行う。
- (2) 対象地域での住民説明会を開催するなど、対策対象世帯への周知徹底を図る。
- (3) 当該事業に携わる者に対し、事業内容を理解させるための研修を行う。
- (4) 対象世帯に対しては、制度を十分説明した上で、当該事業の説明文書及び利用申込書並びに受信対策工事申込書を配布する。なお、戸別訪問にあたっては、事前に当協会の承認を受けるものとする。
- (5) 対象地域の居住者からの問い合わせに対処できる体制を確保する。

(支援の申込み)

第12条 第5条に規定する支援を受けようとする者は、様式1の申込書により実施法人に申し込まなければならない。

(申込書の受領通知)

第13条 実施法人は、前条の申込みを受領したときは、様式2により申込者に通知するものとする。

(受信対策工事の管理)

第14条 実施法人は、受信対策事業の進捗を把握するため、事務所には放送分野の知識受信技術を有する管理責任者を配置し次の各号の任務を行わせる。

- (1) 事故等、不測な事態が生じた場合は、速やかに当協会に報告する。
- (2) 受信対策工事の計画を策定し、工事手法の決定及び進捗管理並びに関係機関との調整を行う。
- (3) セキュリティポリシーに準拠した定期的な情報セキュリティの内部監査を実施し、その内容を当協会に報告する。
- (4) 受信対策工事に従事する者の管理・指導。
- (5) 対策に使用するため当協会から受け入れた機器の在庫管理

(工事内容)

第15条 実施法人が行う受信対策工事は、対象者の世帯につき1台のテレビで安定して視聴できる必要最低限の工事とし、アンテナとチューナーの1対1の接続工事を基本とする。

なお、集合住宅(共聴施設)の場合は、アンテナとチューナーの1対1の接続工事とアンテナ1とチューナー複数の接続工事の見積もりを比較し、安価な方法での接続工事を行うものとする。

また、集合住宅において、各世帯にアンテナを設置することが困難な場合等、受信対策工事を行うことができない場合は、工事方法について当協会と協議の上、集合住宅の共聴施設の整備により受信対策工事を行う場合がある。

対策は、次の各号により進めること。

- (1) 受信対策工事の申込み世帯のリスト(電子データ)を作成し、適宜の工事管理データベースを作成して管理すること。
- (2) (1)で作成したリストに基づき、申込み者へ電話等により工事申込み内容の確認、事前調査及び工事日程の調整を行う。

- (3) 受信対策工事を希望する世帯に訪問し、状況確認後、受信対策工事の内容の説明と工事日程の調整を行い、様式 3 の工事計画書を作成する。集合住宅の場合は、所有者等に工事の了承を得るために、所有者等から様式 4 の同意書をもらう。なお、訪問後に日程変更があった場合には、工事実施日を再度調整する。
- (4) 事前調査を行った結果、工事が不要又は工事申込書の内容と相違する工事であることが判明した場合、申込者から様式 5 の「工事取り下げ・工事変更届」をもらい、工事管理データベースの修正・抹消を行う。
- (5) 受信対策工事において、放送の映像・音声や受信レベルが良好であることを確認し、機器の操作について説明したうえで、工事を行った世帯から様式 6 の機器の貸与に関する契約書を受け取り、実施法人がこれを管理する。
- (6) 工事に従事する者は、詐欺的行為や類似工事による法外な請求等を防止するために、他の工事業者と判別がつくように「身分証明書」を携行するものとし、工事の都度に提示する。
- (7) 作業にあたっては、人身及び家屋内外の設備に損傷を与えないように十分留意する。
- (8) 受信対策工事の作業は、原則 2 名とし、作業規模に応じて管理者を配置する。
- (9) 実施団体は、貸与する機器の必要数を様式 7 により当協会に報告する。当協会は、報告を受けて当該機器を実施団体が指定する場所に配送する。
- (10) 貸与する機器には、当協会の所有であることを明確にするためのシールを貼付する。実施団体は、利用者に貸与する前に機器の動作確認を行う。
- (11) 実施団体は、工事を完了し、工事を行った世帯から、ワンセグ方式による地デジ受信又は衛星放送の受信状況を確認後、様式 8 の工事完了報告書(兼)工事実績報告書を当協会に報告する。当該報告書には、工事施工前の状況、工事施工内容、及び受信レベル等の工事結果を記入(様式 9)する。また、実施団体は、工事を行った世帯に対し、工事完了の確認書(様式 10)を渡す。報告書の内容は、後述する工事管理データベースに反映するとともに、当協会の確認を受ける。なお、工事完了報告書は、個人情報の漏えいを回避するため、個人情報のない様式とする。
- (12) 工事における物損、その他の損害は、委託を受けた事業者の責任において補償する。

(受信対策工事の再通知)

第 16 条 受信対策工事の申込みを受けたが、やむを得ない事情で実施できなかった場合、実施法人は、様式 11 により、工事申込者に対し、実施できない理由等を明記した通知書を送付する。

(工事管理データベースシステム)

第17条 実施法人は、受信対策工事を円滑に進めるため、第15条(1)のデータベースを処理するシステムを構築(汎用ソフトウェアを利用することを含む。)して管理するものとし、以下の点について配慮すること。

- (1) 可能な限り当協会のシステムとの連携がとれること。
- (2) システムへの不正アクセス、個人情報の漏えいを防止するための措置が講じられていること。
- (3) 工事の進捗状況が常に把握できること。

(実施マニュアルの作成)

第18条 実施法人は、受信対策事業に関する実施マニュアルを作成し、受信対策工事に携わる者に対し研修を行うこと。

(様式の修正)

第19条 本要領に定める様式は、必要に応じて適宜補正し、使用することができるものとする。

(その他必要な事項)

第20条 受信対策事業に関し、その他必要な事項は、当協会が別にこれを定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表ワンセグ設備及びBSデジタルチューナー等の残存価格(第9条2項関係)

当該機器の取得初年度	機器の取得原価の80%
当該機器の取得から2年度目	機器の取得原価の60%
当該機器の取得から3年度目	機器の取得原価の40%
当該機器の取得から4年度目	機器の取得原価の20%
当該機器の取得から5年度目以降	残存価格なし


様式 1

(実施法人の名称) 御中

## 暫定的受信対策工事申込書

私は、地デジ難視対策が完了するまでの間、暫定的にテレビに視聴を可能とするための受信対策工事を下記のとおり申し込みます。

申込日：平成 年 月 日

お名前(世帯主名)	フリガナ	印
		
住 所	〒	
利用者番号		
必要となる 受信対策工事 (該当に○)	<input type="checkbox"/>	①ワンセグ受信設備(貸与)の設置工事
	<input type="checkbox"/>	②BSデジタルチューナー(貸与)の設置工事
	<input type="checkbox"/>	③パラボラアンテナの設置工事
	<input type="checkbox"/>	④パラボラアンテナとBSデジタルチューナー(貸与)の設置工事

太枠内のみご記入ください。

<注意事項>以下の注意事項をよく読んでから、お申し込み下さい。

1) 受信対策工事は、地デジ難視対策が完了するまでの間、暫定的にテレビ放送の視聴に必要な最小限の工事となります。

次の条件のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ① 使用できるUHFアンテナがあり、ワンセグ受信に必要な電波の強度が確保されている場合。
- ② ①のワンセグ受信ができない場合であって、BSデジタル放送を見られるテレビまたはBSデジタルチューナーを持っていない場合。
- ③ BSデジタル放送を見られるテレビまたはBSデジタルチューナーを持っているが、パラボラアンテナを持っていない場合。
- ④ ①によるワンセグ受信ができない上にBSデジタル放送を見ることが出来るテレビまたはBSデジタルチューナーとパラボラアンテナを持っていない場合。



- 2) お申し込みをいただきますと、受信対策の工事が必要かどうか、どのような工事が  
必要かを確認させていただくため事前に、調査にお伺いさせていただきます。  
工事の担当者から事前調査の日程を調整させていただくため、お電話を差し上げま  
すのでご了解ください。
- 3) 事前調査では、お客様のテレビの受信環境・設備を確認させていただき、工事が必要  
な場合は、その工事内容についてご説明申し上げます。  
なお、工事のなかでワンセグ受信設備またはBSデジタルチューナーが必要な場合、  
別途、「受信機器貸与に関する契約書」の記載が必要になりますので、ご了承ください  
い。
- 4) 無償で給付し取付けしたBS受信用のパラボラアンテナ及び引込線は、暫定的受信  
対策後に取り外し工事はいたしません。不要の場合は、お客様ご自身の負担で撤去し  
ていただきます。

- ※ 受信対策工事に要した費用については、一切、無料です。  
※ お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。

受付担当記入欄

登録日	登録者	確認者
利用者番号		

(実施法人の名称) 御中


記入例

暫定的受信対策工事申込書

私は、地デジ難視対策が完了するまでの間、暫定的にテレビに視聴を可能とするための受信対策工事を下記のとおり申し込みます。

※ご記入にあたっては、黒のボールペンをご使用ください。

申込日：平成27年4月24日

お名前(世帯主名)	デンパ ゴロウ		印
	電波 五郎		
住 所	〒975-0078 福島県南相馬市原町区〇〇〇		
利用者番号			
必要となる 受信対策工事 (該当に○)	<input checked="" type="radio"/>	①ワンセグ受信設備(貸与)の設置工事	
	<input type="radio"/>	②BSデジタルチューナー(貸与)の設置工事	
	<input type="radio"/>	③パラボラアンテナの設置工事	
	<input type="radio"/>	④パラボラアンテナとBSデジタルチューナー(貸与)の設置工事	

下記<注意事項>の1)をご確認の上、  
該当するいずれか一つに○印をご記入ください

太枠内のみご記入ください。

<注意事項>以下の注意事項をよく読んでから、お申し込み下さい。

1) 受信対策工事は、地デジ難視対策が完了するまでの間、暫定的にテレビ放送の視聴に必要な最小限の工事となります。

次の条件のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ① 使用できるUHFアンテナがあり、ワンセグ受信に必要な電波の強度が確保されている場合。
- ② ①のワンセグ受信ができない場合であって、BSデジタル放送を見られるテレビまたはBSデジタルチューナーを持っていない場合。
- ③ BSデジタル放送を見られるテレビまたはBSデジタルチューナーを持っているが、パラボラアンテナを持っていない場合。
- ④ ①によるワンセグ受信ができない上にBSデジタル放送を見ることが出来るテレビまたはBSデジタルチューナーとパラボラアンテナを持っていない場合。

- 2) お申し込みをいただきますと、受信対策の工事が必要かどうか、どのような工事が  
必要かを確認させていただくため事前に、調査にお伺いさせていただきます。  
工事の担当者から事前調査の日程を調整させていただくため、お電話を差し上げま  
すのでご了解ください。
- 3) 事前調査では、お客様のテレビの受信環境・設備を確認させていただき、工事が必要  
な場合は、その工事内容についてご説明申し上げます。  
なお、工事のなかでワンセグ受信設備またはBSデジタルチューナーが必要な場合、  
別途、「受信機器貸与に関する契約書」の記載が必要になりますので、ご了承ください  
い。
- 4) 無償で給付し取付けしたBS受信用のパラボラアンテナ及び引込線は、暫定的受信  
対策後に取り外し工事はいたしません。不要の場合は、お客様ご自身の負担で撤去し  
ていただきます。

- ※ 受信対策工事に要した費用については、一切、無料です。  
※ お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。

受付担当記入欄

登録日 _____	登録者	確認者
利用者番号 _____		

様式 2

平成 年 月 日

工事申込み者 殿

(実施法人の名称)

### 暫定的受信対策工事申込書の受領について(お知らせ)

暫定的難視対策のための工事申込書につきましては、平成 年 月 日に受領いたしましたのでお知らせします。

なお、受信対策工事につきましては、平成 年 月(上、中、下旬)頃になる予定ですので、もう暫くお待ち下さい。

受信対策工事の実施時期が近づきましたら、工事業者から事前にお電話でご連絡を差し上げますので、ご了承下さい。

#### 《注意事項》

- ※ 受信対策工事にかかる費用につきましては、一切、無料です。
- ※ お宅に伺う工事業者に工事代金などを支払う必要はありません。

様式 3

## 工 事 計 画 書

1 調査日：平成 年 月 日

2 利用者番号

3 工事実施内容

(1) 工事仕様

(2) 工種

工 種	数 量	備 考
① チューナー設置、チャンネル°リセット		
② 直列ユニット等取付工事		
③ アンテナ調整工事		
④ 混合器取付工事		
⑤ アンテナ取付工事		
⑥ ケーブル配線工事		
⑦ 屋根馬、マスト取付工事		
⑧ サイド°ベース、マスト取付工事		
⑨ 支線取付工事		
⑩ ブースター取付工事		

4 B-CAS カード番号

5 その他（受信対策工事が不要の場合など）

様式 4

平成 年 月 日

(実施法人の名称) 殿

受信対策工事に関する同意書  
【集合住宅用】

暫定的難視対策に必要となる受信対策工事において、下記【留意事項】を承諾の上、同意します。

記

1 工事日：平成 年 月 日

2 施設所有者のご署名

平成 年 月 日

お名前： 印

ご住所：

3 施設管理者のご署名（必要な場合）

平成 年 月 日

お名前： 印

ご住所：

**【留意事項】**

- (1) 受信対策に係る工事において、アンテナ設置およびケーブル配線のため、必要な場合は外壁穴あけ等を行うことがありますので予めご了解ください。  
なお、対策終了後のアンテナ及びケーブル配線の撤去並びに外壁穴埋等の現状復帰工事は行いません。
- (2) 本工事は、暫定的にテレビの視聴を可能とするために必要最低限の工事を行うものです。目的外の修理、修繕等の工事はお引き受けできませんのでご了承ください。
- (3) 工事における物損、その他の損害があった場合は、一般社団法人日本CATV技術協会が補償します。

様式 5

平成 年 月 日

(実施法人の名称) 殿

届出者印 印

## 工事申し込みの取り下げ届・工事変更届

暫定的難視対策を実施するための受信対策工事に関する申込みを平成 年 月 日に行いましたが、申込み内容に変更等が生じたので、下記のとおり届出ます。

1 利用者番号

2 届出内容(どちらかに○を付け、理由も簡単にお書き下さい。)

ア 申込書の取り下げ

イ 工事の変更



様式 6

(実施法人の名称) 殿

受信機器貸与に関する契約書

利用者番号 \_\_\_\_\_ をもって受理された暫定的難視対策に必要となる受信機器の貸与について、約款に同意の上、下記のとおり契約します。

記

- 1 貸与された受信機器(ワンセグ受信設備・BS デジタルチューナー)  
(チューナーのメーカー名・型名・シリアルナンバー)

- 2 貸与された日  
平成 年 月 日

平成 年 月 日

契約者印

印

## 約 款

- 1 貸与したワンセグ受信設備又は BS デジタルチューナーは、一般社団法人日本CATV 技術協会（以下「協会」という。）の財産であり、貸与を受けた者は、貸与された機器を他の者に譲渡、貸付、転売、又は断りなく廃棄してはならない。
- 2 貸与を受けた者は、上記 1 に違反した場合（実施法人）が指定する期限までに貸与された機器及び B-CAS カードを返還しなければならない。  
なお、当該機器を返還することができない場合は、（実施法人）が提示する金額を（実施法人）に納付しなければならない。
- 3 貸与を受けた者は、貸与期間中に他の地域へ転居する場合は、ワンセグ受信設備又は BS デジタルチューナーを（実施法人）へ返還しなければならない。
- 4 貸与を受けた者は、（実施法人）から返還に関する通知があるまで責任をもって管理する。
- 5 （実施法人）は、貸与を受けた者に対し、恒久的な地デジ難視対策工事の完了時期に対応した返還時期を通知する。被貸与者は、地上系での地上デジタル放送が視聴可能になった後においても、（実施法人）から通知されるまでの間は、ワンセグ受信設備または BS デジタルチューナーの管理を行うものとする。  
ただし、（実施法人）から通知されるまでの間に、貸与を受けた者から返還の希望があった場合は、これを妨げるものではない。
- 6 ワンセグ受信設備または BS デジタルチューナーの貸与後の故障は、貸与契約後 1 年間は無償による修理等を協会が行うが、その後の故障等については、使用者の責任において修理する。
- 7 （実施法人）は、貸与したワンセグ受信設備または BS デジタルチューナーについて、その残存価格がなくなったものに対しては返還を求めないことがある。この場合、当該設備については、無償譲渡したものとして処理する。

様式 7

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 御中

実施法人名

## ワンセグ受信設備・BSデジタルチューナー出荷依頼書

下記のとおり暫定的難視対策事業（受信対策）に使用する機器の出荷をお願いします。

### 1 ワンセグ受信設備

製品名	数量	配送先	備考
(参考) 現在の在庫数			

### 2 BSデジタルチューナー

製品名	数量	配送先	備考
(参考) 現在の在庫数			

様式 8

平成 年 月 日

一般社団法人日本CATV技術協会 殿

実施法人名

受信対策工事完了報告書 兼 工事実績報告書

利用者番号 をもって受理された暫定的難視対策にかかる設備整備支援  
工事が完了しましたので、工事完了兼工事実績を下記のとおり報告します。

記

- (1) 工事の実施内容を記載した書類 (様式 9)
- (2) 工事完了確認書 (様式 10-1)
- (3) 受信状況の確認

様式 9

工事の実施内容を記載した書類

- 1 工事日：平成 年 月 日
- 2 利用者番号：
- 3 B-CAS 番号：
- 4 工事実施前の状態（写真貼付）
  
- 5 工事完了後の状態（写真貼付）  
※ 受信状態または受信レベルも記載
  
- 6 追加工事内容など
  
- 7 特記事





## 【留意事項】

工事に要した費用については、工事完了後、(実施法人) から工事施工者に直接支払いを行いますので、お宅に伺う工事施工者に工事代金を支払う必要はありません。

＜工事に関するお問い合わせ先＞

(実施法人)

電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(土、日除く)

FAX 番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(土、日除く)

受付時間：平日 時～ 時まで(土・日・休日休み)

## 誓約事項

- 1 このたびの受信対策工事において給付されたパラボラアンテナやケーブルなどの部材が不要になった場合、その撤去費用は、お使いになった利用者のご負担でお願いします。
- 2 上記1の部材には、ワンセグ受信設備及びBSデジタルチューナーは含みません。
- 3 工事完了後、工事が原因による不具合(テレビ本体の故障は除く)が発生した場合、工事完了後1年間は、一般社団法人日本CATV技術協会が無償で修繕します。  
なお、工事完了後1年が経過した場合の不具合については、原則として利用者の修繕となり、その場合の費用は、利用者の負担となりますのでご了承ください。



平成 年 月 日

工事申込者 殿

(実施法人)

## 受信対策工事の遅延について(お知らせ)

利用者番号 をもって申し込みいただきました、暫定的難視対策のための受信対策工事につきまして、下記の理由により、平成 28 年 3 月末までに工事の実施が出来なくなりましたのでお知らせ致します。

受信対策工事の実施につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。

### 記

#### 1 理由

#### 2 工事実施予定時期

#### 〈注意事項〉

受信対策工事の申し込み手続きは、既に完了しておりますので、再度の申し込み手続きは不要です。

後日、工事実施日の日程調整等をさせていただくため、お電話等でご連絡致しますので、それまでお待ちください。

なお、ご不明な点等ありましたら、以下の連絡先にご連絡ください。

#### 〈連絡先〉

(実施法人)

電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(土、日除く)

FAX 番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(土、日除く)